

議案第 1 号

令和 6 年度船橋市一般会計補正予算

令和 6 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 7, 2 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 1, 2 5 6, 0 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		49,566,922	57,235	49,624,157
	15 国庫補助金	11,153,682	57,235	11,210,917
65 県支出金		16,084,050	18,100	16,102,150
	15 県補助金	3,351,290	18,100	3,369,390
80 繰入金		7,057,115	13,364	7,070,479
	10 基金繰入金	6,861,724	13,364	6,875,088
95 市債		12,315,400	18,600	12,334,000
	10 市債	12,315,400	18,600	12,334,000
歳 入 合 計		241,148,710	107,299	241,256,009

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 民生費		114,506,529	107,299	114,613,828
	10 社会福祉費	43,540,030	72,940	43,612,970
	15 児童福祉費	53,025,039	34,359	53,059,398
歳出合計		241,148,710	107,299	241,256,009

第2表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
老人福祉施設建設事業	585,800	18,600	604,400

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	12,315,400	18,600	12,334,000

議案第2号

船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例(昭和41年船橋市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
付 則 (長期在職者等の退職年金年額についての特例)			付 則 (長期在職者等の退職年金年額についての特例)		
第3条 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和6年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。			第3条 退職年金又は遺族年金で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの平成12年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。		
退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額
65歳以	退職年金につ	1,163,300円	65歳以	退職年金につ	1,132,700円

上の者に給する退職年金	いての最短退職年金受給年限以上	
	9年以上退職年金についての最短退職年金受給年限未満	<u>872,400円</u>
	6年以上9年未満	<u>697,900円</u>
	6年未満	<u>583,700円</u>
65歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	退職年金についての最短退職年金受給年限以上	<u>872,400円</u>
65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	9年以上	<u>872,400円</u>
	6年以上9年未満	<u>697,900円</u>
	6年未満	<u>583,700円</u>
遺族年金	退職年金についての最短退職年金受給年限以上	<u>813,400円</u>
	9年以上退職年金についての最短退職年金受給年限未満	<u>610,000円</u>

上の者に給する退職年金	いての最短退職年金受給年限以上	
	9年以上退職年金についての最短退職年金受給年限未満	<u>849,500円</u>
	6年以上9年未満	<u>679,600円</u>
	6年未満	<u>566,400円</u>
65歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	退職年金についての最短退職年金受給年限以上	<u>849,500円</u>
65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	9年以上	<u>849,500円</u>
	6年以上9年未満	<u>679,600円</u>
	6年未満	<u>566,400円</u>
遺族年金	退職年金についての最短退職年金受給年限以上	<u>792,000円</u>
	9年以上退職年金についての最短退職年金受給年限未満	<u>594,000円</u>

	6年以上9年未 満	<u>488,000円</u>		6年以上9年未 満	<u>475,200円</u>
	6年未満	<u>415,700円</u>		6年未満	<u>398,000円</u>
2	(略)		2	(略)	
3	令和6年3月31日以前に給与事由の生じた第1項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。		3	平成12年3月31日以前に給与事由の生じた第1項に規定する退職年金又は遺族年金の同月分までの年額については、なお従前の例による。	

(船橋市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 船橋市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年船橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (遺族年金の年額に係る加算の特例) 第5条 船橋市吏員恩給条例第38条第1項第2号に規定する遺族年金を受ける者が60歳以上の妻である場合には、その年額に、 <u>156,000円</u> を加えるものとする。	附 則 (遺族年金の年額に係る加算の特例) 第5条 船橋市吏員恩給条例第38条第1項第2号に規定する遺族年金を受ける者が60歳以上の妻である場合には、その年額に、 <u>152,800円</u> を加えるものとする。
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の船橋市吏員恩給条例の一部を改正する条例の規定及び第2条の規定による改正後の船橋市吏員恩給条例等の一部を改正する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(市吏員等の退職年金等の年額の改定)

第2条 市吏員に給する退職年金又はその者の遺族に給する遺族年金については、令和6年4月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、改正後の恩給に関する条例の規定によって算出して得た年額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）に改定する。

(遺族年金に関する経過措置)

第3条 船橋市吏員恩給条例等の一部を改正する条例（昭和51年船橋市条例第34号）

附則第5条第1項の規定による年額の加算をされた遺族年金については、令和6年4月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

(職権改定)

第4条 この条例の附則の規定による退職年金年額又は遺族年金年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
2, 277, 800円	2, 339, 300円
2, 392, 800円	2, 457, 400円
2, 520, 000円	2, 588, 000円
2, 584, 900円	2, 654, 700円
2, 646, 800円	2, 718, 300円
2, 735, 200円	2, 809, 100円
2, 787, 300円	2, 862, 600円
2, 938, 000円	3, 017, 300円
3, 012, 900円	3, 094, 200円
3, 090, 900円	3, 174, 400円
3, 241, 400円	3, 328, 900円
3, 393, 000円	3, 484, 600円
3, 432, 600円	3, 525, 300円
3, 557, 900円	3, 654, 000円
3, 735, 700円	3, 836, 600円
3, 911, 900円	4, 017, 500円
4, 020, 600円	4, 129, 200円
4, 126, 700円	4, 238, 100円
4, 342, 000円	4, 459, 200円
4, 552, 800円	4, 675, 700円
4, 594, 200円	4, 718, 200円
4, 758, 000円	4, 886, 500円
4, 964, 600円	5, 098, 600円
5, 170, 100円	5, 309, 700円
5, 374, 200円	5, 519, 300円
5, 503, 100円	5, 651, 700円
5, 640, 400円	5, 792, 700円
5, 904, 900円	6, 064, 300円
6, 157, 000円	6, 323, 200円
6, 291, 400円	6, 461, 300円
6, 419, 000円	6, 592, 300円

6, 672, 200円	6, 852, 300円
6, 785, 100円	6, 968, 300円
6, 909, 900円	7, 096, 500円
7, 130, 700円	7, 323, 200円
7, 353, 700円	7, 552, 200円
7, 395, 300円	7, 595, 000円
7, 434, 600円	7, 635, 300円
7, 474, 000円	7, 675, 800円
7, 566, 400円	7, 770, 700円
7, 753, 200円	7, 962, 500円
7, 939, 900円	8, 154, 300円
8, 032, 200円	8, 249, 100円
8, 126, 900円	8, 346, 300円
<p>恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が8, 126, 900円を超える場合においては、その年額に1. 027を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）を、仮定給料年額とする。</p>	

理 由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正にならい、退職年金及び遺族年金の年額について改定を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

船橋市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和55年船橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(助成の方法) 第6条 市長は、助成対象者が規則で定める保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)において、 <u>国民健康保険法又は健康保険法その他の法律の規定に基づく電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受給券を提示した場合</u> は、当該保険医療機関等の請求に基づき、医療費を当該保険医療機関等へ支払うものとする。 2～5 (略)	(助成の方法) 第6条 市長は、助成対象者が規則で定める保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)において <u>受給券及び被保険者証等を提示した場合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、医療費を当該保険医療機関等へ支払うものとする。</u> 2～5 (略)

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

理 由

健康保険法等の一部改正に伴い、助成の方法について、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第3		別表第3	
手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)
1～5 (略)	(略)	1～5 (略)	(略)
6 建築基準法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	1 (略) ア (略) イ 工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 工事の完了の通知に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機につい	6 建築基準法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に対する検査	1 (略) ア (略) イ 工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 工事の完了の通知に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機につい

て、同条において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額

2 (略)

ア (略)

イ 工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 工事の完了の通知に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機について、同条において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を

て、同条において準用する同法第18条第16項の規定による工事の完了の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を加算した金額

2 (略)

ア (略)

イ 工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 工事の完了の通知に係る計画に同条の昇降機に係る部分が含まれない場合の手数料の金額に、当該昇降機について、同条において準用する同法第18条第16項の規定による工事の完了の通知の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額の合計金額を

	加算した金額
7 建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	(略)
8 建築基準法第18条第38項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の通知に対する審査	(略)
9～55 (略)	(略)
56 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	(略)
57～59 (略)	(略)
60 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	(略)
60の2～271 (略)	(略)
272 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による	1 認定の申請に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に

	加算した金額
7 建築基準法第18条第19項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	(略)
8 建築基準法第18条第24項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の通知に対する審査	(略)
9～55 (略)	(略)
56 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に対する検査	(略)
57～59 (略)	(略)
60 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に対する検査	(略)
60の2～271 (略)	(略)
272 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定による	1 認定の申請に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項に

認定の申請に対する審査

規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第22項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の写し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書の写し及び検査済

認定の申請に対する審査

規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付した適合証(住宅部分に係る申請にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した適合証)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の写し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項の通知書の写し及び検査済

証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し(以下この

証の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4、等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級4、等級5又は等級6(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し(以下この

	項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額ア及びイ (略) 2 (略) (摘要) 1及び2 (略)		項において「適合証等」という。)の添付がある場合 建築物の部分の区分に応じ、次に掲げる金額ア及びイ (略) 2 (略) (摘要) 1及び2 (略)
273及び274 (略)	(略)	273及び274 (略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

新船橋橋架け替えに伴う橋りょう上部工工事請負契約の締結について

新船橋橋架け替えに伴う橋りょう上部工工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 新船橋橋架け替えに伴う橋りょう上部工工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札【総合評価型】 |
| 3 契約金額 | 330,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番地
北日本機械株式会社 関東営業所
所長 小湯原 隆 宏 |

理 由

新船橋橋架け替えに伴う橋りょう上部工工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第6号

船橋市武道センター大規模改修工事請負契約の締結について

船橋市武道センター大規模改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和6年9月3日提出

船 橋 市 長 松 戸 徹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 船橋市武道センター大規模改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札【総合評価型】 |
| 3 契約金額 | 390,170,000円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉県船橋市芝山1丁目36番6号
株式会社みくに建築
代表取締役 麻野 那智子 |

理 由

船橋市武道センター大規模改修工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第7号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉県市指令第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)														
<table border="1"><thead><tr><th>事務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td></tr><tr><td>資格確認書等の引渡し</td></tr><tr><td>資格確認書等の返還の受付</td></tr><tr><td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td></tr><tr><td>保険料に関する申請の受付</td></tr><tr><td>上記事務に付随する事務</td></tr></tbody></table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	資格確認書等の引渡し	資格確認書等の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務	<table border="1"><thead><tr><th>事務内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td></tr><tr><td>被保険者証及び資格証明書の引渡し</td></tr><tr><td>被保険者証及び資格証明書の返還の受付</td></tr><tr><td>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td></tr><tr><td>保険料に関する申請の受付</td></tr><tr><td>上記事務に付随する事務</td></tr></tbody></table>	事務内容	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	被保険者証及び資格証明書の引渡し	被保険者証及び資格証明書の返還の受付	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	保険料に関する申請の受付	上記事務に付随する事務
事務内容															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
資格確認書等の引渡し															
資格確認書等の返還の受付															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															
事務内容															
被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付															
被保険者証及び資格証明書の引渡し															
被保険者証及び資格証明書の返還の受付															
医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し															
保険料に関する申請の受付															
上記事務に付随する事務															

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

理 由

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第8号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
32-068	馬込町 1001-10	馬込町 1001-21	6.00 6.00	129.34	
32-069	馬込町 1001-25	馬込町 1001-22	6.00 6.00	87.31	
37-159	高根町 1141-5	高根町 1141-14	6.00 6.00	59.66	
37-160	高根町 1122-31	高根町 1122-16	6.00 6.50	111.96	
37-161	高根町 1097-15	高根町 1097-18	6.00 6.00	42.80	
合 計				431.07	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
37-110	高根町 1140	高根町 1132	1.80 2.00	44.47	変更前
37-110	高根町 1140	高根町 1122-17	6.50 6.50	74.88	変更後
				30.41	
37-118	高根町 1070-5	高根町 1075-50	6.00 8.55	159.21	変更前
37-118	高根町 1070-5	高根町 1097-21	6.00 8.55	251.98	変更後
				92.77	
37-120	高根町 1213	高根町 1218	1.80 2.70	115.22	変更前
37-120	高根町 1213	高根町 1218	1.84 6.50	151.40	変更後
				36.18	
合 計				159.36	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第9号

教育委員会委員任命の同意を求めることについて

教育委員会委員小島 千鶴は、令和6年10月14日をもって任期が満了するので、引き続き同人を委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第10号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員泉 響子は、令和6年10月15日をもって任期が満了するので、引き続き同人を委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第11号

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収猶予)</p> <p>第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として<u>6箇月(急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として1年)</u>以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第31条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として<u>6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第31条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは<u>第4項</u>の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場</p>

	合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
--	------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第27条の改正規定及び次項の規定は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第27条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以後の納期に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年10月以前の納期に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和6年12月2日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法の一部改正に伴い、罰則について、所要の改正を行うとともに、保険料の徴収猶予の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員高橋 ゆう子は、令和6年12月31日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、會津 真子を後任の委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員加藤 廣行は、令和6年12月31日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員齋藤 吉宏は、令和6年12月31日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

諮問第4号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員小杉 典子は、令和6年12月31日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続き同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第1号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度船橋市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 市税		106,894,300,000
	10 市民税	52,615,700,000
	15 固定資産税	39,397,300,000
	20 軽自動車税	732,700,000
	25 市たばこ税	3,768,000,000
	30 特別土地保有税	100,000
	32 入湯税	3,100,000
	35 事業所税	2,114,100,000
	40 都市計画税	8,263,300,000
15 地方譲与税		927,100,000
	12 地方揮発油譲与税	209,100,000
	15 自動車重量譲与税	626,100,000
	22 森林環境譲与税	68,300,000
	25 特別とん譲与税	23,600,000
20 利子割交付金		47,100,000
	10 利子割交付金	47,100,000
21 配当割交付金		726,800,000
	10 配当割交付金	726,800,000
23 株式等譲渡所得割交付金		620,600,000
	10 株式等譲渡所得割交付金	620,600,000
24 地方消費税交付金		15,836,700,000
	10 地方消費税交付金	15,836,700,000
25 ゴルフ場利用税交付金		3,400,000
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,400,000
26 法人事業税交付金		1,144,800,000
	10 法人事業税交付金	1,144,800,000
30 自動車取得税交付金		100,000
	10 自動車取得税交付金	100,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
109,326,656,487	107,475,818,921	135,928,578	1,714,908,988	581,518,921
54,073,345,809	52,777,960,295	105,529,351	1,189,856,163	162,260,295
39,936,553,100	39,520,630,368	21,968,993	393,953,739	123,330,368
758,720,747	726,692,355	3,236,200	28,792,192	△6,007,645
3,961,438,068	3,961,438,068	0	0	193,438,068
0	0	0	0	△100,000
3,287,600	3,287,600	0	0	187,600
2,222,862,500	2,216,805,800	0	6,056,700	102,705,800
8,370,448,663	8,269,004,435	5,194,034	96,250,194	5,704,435
1,096,018,749	1,096,018,749	0	0	168,918,749
248,543,000	248,543,000	0	0	39,443,000
749,289,000	749,289,000	0	0	123,189,000
67,942,000	67,942,000	0	0	△358,000
30,244,749	30,244,749	0	0	6,644,749
56,848,000	56,848,000	0	0	9,748,000
56,848,000	56,848,000	0	0	9,748,000
806,683,000	806,683,000	0	0	79,883,000
806,683,000	806,683,000	0	0	79,883,000
967,064,000	967,064,000	0	0	346,464,000
967,064,000	967,064,000	0	0	346,464,000
14,992,590,000	14,992,590,000	0	0	△844,110,000
14,992,590,000	14,992,590,000	0	0	△844,110,000
3,339,699	3,339,699	0	0	△60,301
3,339,699	3,339,699	0	0	△60,301
1,106,026,000	1,106,026,000	0	0	△38,774,000
1,106,026,000	1,106,026,000	0	0	△38,774,000
12,103,893	12,103,893	0	0	12,003,893
12,103,893	12,103,893	0	0	12,003,893

款	項	予 算 現 額
31 環境性能割交付金		156,300,000
	10 環境性能割交付金	156,300,000
35 国有提供施設等所在市助成交付金		200,000,000
	10 国有提供施設等所在市助成交付金	200,000,000
37 地方特例交付金		759,500,000
	10 地方特例交付金	758,000,000
	30 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	1,500,000
40 地方交付税		8,614,315,000
	10 地方交付税	8,614,315,000
45 交通安全対策特別交付金		63,800,000
	10 交通安全対策特別交付金	63,800,000
50 分担金及び負担金		1,504,899,500
	10 負担金	1,504,899,500
55 使用料及び手数料		4,693,600,000
	10 使用料	3,067,910,000
	15 手数料	1,625,690,000
60 国庫支出金		54,998,234,022
	10 国庫負担金	36,311,892,000
	15 国庫補助金	18,560,122,022
	20 委託金	126,220,000
65 県支出金		15,918,227,000
	10 県負担金	10,726,180,000
	15 県補助金	3,853,637,000
	20 委託金	1,338,410,000
70 財産収入		485,589,000
	10 財産運用収入	394,077,000
	15 財産売払収入	91,512,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
172,279,000	172,279,000	0	0	15,979,000
172,279,000	172,279,000	0	0	15,979,000
203,853,000	203,853,000	0	0	3,853,000
203,853,000	203,853,000	0	0	3,853,000
751,422,000	751,422,000	0	0	△8,078,000
747,268,000	747,268,000	0	0	△10,732,000
4,154,000	4,154,000	0	0	2,654,000
8,731,592,000	8,731,592,000	0	0	117,277,000
8,731,592,000	8,731,592,000	0	0	117,277,000
52,313,000	52,313,000	0	0	△11,487,000
52,313,000	52,313,000	0	0	△11,487,000
1,537,405,063	1,516,087,312	1,751,580	19,566,171	11,187,812
1,537,405,063	1,516,087,312	1,751,580	19,566,171	11,187,812
4,643,656,933	4,573,116,684	6,533,992	64,006,257	△120,483,316
3,168,578,453	3,098,711,498	6,517,170	63,349,785	30,801,498
1,475,078,480	1,474,405,186	16,822	656,472	△151,284,814
52,823,967,788	51,616,922,238	0	1,207,045,550	△3,381,311,784
36,047,063,035	36,035,556,485	0	11,506,550	△276,335,515
16,635,392,174	15,439,853,174	0	1,195,539,000	△3,120,268,848
141,512,579	141,512,579	0	0	15,292,579
15,428,070,368	15,397,292,368	0	30,778,000	△520,934,632
10,461,923,702	10,461,923,702	0	0	△264,256,298
3,665,164,049	3,634,386,049	0	30,778,000	△219,250,951
1,300,982,617	1,300,982,617	0	0	△37,427,383
477,468,365	477,089,237	0	379,128	△8,499,763
403,070,605	402,691,477	0	379,128	8,614,477
74,397,760	74,397,760	0	0	△17,114,240

款	項	予 算 現 額
75 寄附金		1,349,000,000
	10 寄附金	1,349,000,000
80 繰入金		11,371,797,000
	10 基金繰入金	11,184,197,000
	15 特別会計繰入金	187,600,000
85 繰越金		1,067,630,490
	10 繰越金	1,067,630,490
90 諸収入		8,639,940,000
	10 延滞金・加算金及び過料	196,290,000
	15 市預金利子	20,000
	20 貸付金元利収入	2,760,010,000
	25 受託事業収入	594,400,000
	30 収益事業収入	210,000,000
	35 雑入	4,879,220,000
95 市債		16,843,700,000
	10 市債	16,843,700,000
歳 入	合 計	252,867,432,012

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1,273,236,598	1,273,236,598	0	0	△75,763,402
1,273,236,598	1,273,236,598	0	0	△75,763,402
7,032,172,085	7,032,172,085	0	0	△4,339,624,915
6,868,492,385	6,868,492,385	0	0	△4,315,704,615
163,679,700	163,679,700	0	0	△23,920,300
1,067,630,490	1,067,630,490	0	0	0
1,067,630,490	1,067,630,490	0	0	0
10,254,493,078	9,039,547,159	47,968,111	1,166,977,808	399,607,159
229,269,277	228,371,550	9,100	888,627	32,081,550
1,176	1,176	0	0	△18,824
2,797,679,544	2,778,865,434	0	18,814,110	18,855,434
591,850,953	591,850,953	0	0	△2,549,047
240,000,000	240,000,000	0	0	30,000,000
6,395,692,128	5,200,458,046	47,959,011	1,147,275,071	321,238,046
9,504,400,000	9,504,400,000	0	0	△7,339,300,000
9,504,400,000	9,504,400,000	0	0	△7,339,300,000
242,321,289,596	237,925,445,433	192,182,261	4,203,661,902	△14,941,986,579

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 議会費		986,500,000
	10 議会費	986,500,000
15 総務費		23,458,944,562
	10 総務管理費	19,789,365,058
	15 徴税費	1,679,376,464
	20 戸籍住民基本台帳費	1,311,845,551
	25 選挙費	496,840,019
	30 統計調査費	50,574,438
	35 監査委員費	130,943,032
20 民生費		116,864,728,898
	10 社会福祉費	48,367,089,047
	15 児童福祉費	50,904,720,835
	20 生活保護費	17,577,819,016
	25 災害救助費	15,100,000
25 衛生費		20,198,148,062
	10 保健衛生費	13,176,582,893
	15 清掃費	7,021,565,169
30 労働費		186,400,000
	10 労働諸費	186,400,000
35 農林水産業費		686,479,000
	10 農業費	582,439,000
	15 林業費	82,700,000
	20 水産業費	21,340,000
40 商工費		6,385,682,000
	10 商工費	6,385,682,000
45 土木費		26,478,487,636
	10 土木管理費	724,878,209
	15 道路橋りょう費	4,908,205,258

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
941,789,452	0	44,710,548	44,710,548
941,789,452	0	44,710,548	44,710,548
22,544,315,981	85,393,720	829,234,861	914,628,581
19,026,268,618	85,393,720	677,702,720	763,096,440
1,634,792,898	0	44,583,566	44,583,566
1,256,375,296	0	55,470,255	55,470,255
447,859,386	0	48,980,633	48,980,633
48,936,002	0	1,638,436	1,638,436
130,083,781	0	859,251	859,251
112,777,839,623	1,351,675,960	2,735,213,315	4,086,889,275
46,039,565,219	1,271,865,960	1,055,657,868	2,327,523,828
49,212,376,735	79,810,000	1,612,534,100	1,692,344,100
17,517,888,176	0	59,930,840	59,930,840
8,009,493	0	7,090,507	7,090,507
18,949,343,649	147,997,720	1,100,806,693	1,248,804,413
12,314,835,405	38,297,882	823,449,606	861,747,488
6,634,508,244	109,699,838	277,357,087	387,056,925
167,440,593	0	18,959,407	18,959,407
167,440,593	0	18,959,407	18,959,407
616,123,189	3,351,000	67,004,811	70,355,811
522,067,513	3,351,000	57,020,487	60,371,487
74,377,181	0	8,322,819	8,322,819
19,678,495	0	1,661,505	1,661,505
5,547,410,967	399,808,200	438,462,833	838,271,033
5,547,410,967	399,808,200	438,462,833	838,271,033
21,956,670,516	3,491,730,004	1,030,087,116	4,521,817,120
721,579,405	0	3,298,804	3,298,804
4,336,935,550	462,441,509	108,828,199	571,269,708

款	項	予 算 現 額
	20 河川費	2,994,847,312
	25 港湾費	67,971,482
	30 都市計画費	16,783,045,375
	35 住宅費	999,540,000
50 消防費		7,417,818,000
	10 消防費	7,417,818,000
55 教育費		31,795,071,219
	10 教育総務費	6,057,398,741
	15 小学校費	5,458,314,151
	20 中学校費	5,551,280,515
	25 高等学校費	1,581,298,624
	30 特別支援学校費	220,918,000
	35 社会教育費	5,234,090,183
	40 保健体育費	7,691,771,005
65 公債費		18,178,800,000
	10 公債費	18,178,800,000
75 予備費		230,372,635
	10 予備費	230,372,635
歳 出	合 計	252,867,432,012

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,866,030,513	883,940,000	244,876,799	1,128,816,799
65,055,293	1,298,119	1,618,070	2,916,189
14,069,521,684	2,101,626,126	611,897,565	2,713,523,691
897,548,071	42,424,250	59,567,679	101,991,929
7,230,035,772	33,138,950	154,643,278	187,782,228
7,230,035,772	33,138,950	154,643,278	187,782,228
25,270,772,926	4,034,027,810	2,490,270,483	6,524,298,293
5,492,527,475	0	564,871,266	564,871,266
3,458,415,386	1,294,103,000	705,795,765	1,999,898,765
2,672,785,249	2,420,859,970	457,635,296	2,878,495,266
1,243,534,653	248,064,000	89,699,971	337,763,971
195,255,869	0	25,662,131	25,662,131
4,713,382,617	55,828,000	464,879,566	520,707,566
7,494,871,677	15,172,840	181,726,488	196,899,328
18,083,996,989	0	94,803,011	94,803,011
18,083,996,989	0	94,803,011	94,803,011
0	0	230,372,635	230,372,635
0	0	230,372,635	230,372,635
234,085,739,657	9,547,123,364	9,234,568,991	18,781,692,355

歳入歳出差引残額 3,839,705,776円

うち基金繰入額 940,690,294円

令和 6 年 9 月 3 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第2号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度船橋市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 国民健康保険料		10,315,000,000
	10 国民健康保険料	10,315,000,000
15 国庫支出金		19,700,000
	15 国庫補助金	19,700,000
25 県支出金		35,401,000,000
	10 県補助金	35,401,000,000
33 財産収入		100,000
	10 財産運用収入	100,000
35 繰入金		6,023,800,000
	10 他会計繰入金	5,692,800,000
	15 基金繰入金	331,000,000
40 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
45 諸収入		154,300,000
	10 延滞金・加算金及び過料	85,150,000
	25 一部負担金	10,000
	30 雑入	69,140,000
歳 入	合 計	51,914,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
12,600,909,362	10,352,483,252	319,182,667	1,929,243,443	37,483,252
12,600,909,362	10,352,483,252	319,182,667	1,929,243,443	37,483,252
18,591,996	18,591,996	0	0	△1,108,004
18,591,996	18,591,996	0	0	△1,108,004
33,674,887,699	33,674,887,699	0	0	△1,726,112,301
33,674,887,699	33,674,887,699	0	0	△1,726,112,301
37,594	37,594	0	0	△62,406
37,594	37,594	0	0	△62,406
5,991,870,357	5,991,870,357	0	0	△31,929,643
5,660,870,357	5,660,870,357	0	0	△31,929,643
331,000,000	331,000,000	0	0	0
896,772	896,772	0	0	796,772
896,772	896,772	0	0	796,772
180,549,990	163,487,827	1,107,959	15,954,204	9,187,827
117,033,941	116,994,541	0	39,400	31,844,541
0	0	0	0	△10,000
63,516,049	46,493,286	1,107,959	15,914,804	△22,646,714
52,467,743,770	50,202,255,497	320,290,626	1,945,197,647	△1,711,744,503

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		870,600,497
	10 総務管理費	629,860,497
	15 徴収費	240,740,000
15 保険給付費		34,844,000,000
	10 療養諸費	30,353,163,724
	15 高額療養費	4,296,916,276
	17 移送費	350,000
	20 出産育児諸費	150,070,000
	25 葬祭諸費	36,000,000
	30 傷病手当金	7,500,000
21 国民健康保険事業費納付金		15,525,700,000
	10 医療給付費分	10,165,860,000
	15 後期高齢者支援金等分	3,952,510,000
	20 介護納付金分	1,407,330,000
25 共同事業拠出金		100,000
	10 共同事業拠出金	100,000
30 保健事業費		489,600,000
	10 保健事業費	15,950,000
	15 特定健康診査等事業費	473,650,000
35 諸支出金		96,142,000
	10 償還金及び還付加算金	96,142,000
40 予備費		87,857,503
	10 予備費	87,857,503
歳 出	合 計	51,914,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
820,835,379	0	49,765,118	49,765,118
598,663,587	0	31,196,910	31,196,910
222,171,792	0	18,568,208	18,568,208
33,160,832,096	0	1,683,167,904	1,683,167,904
28,715,516,752	0	1,637,646,972	1,637,646,972
4,272,252,746	0	24,663,530	24,663,530
0	0	350,000	350,000
136,485,182	0	13,584,818	13,584,818
35,500,000	0	500,000	500,000
1,077,416	0	6,422,584	6,422,584
15,525,615,308	0	84,692	84,692
10,165,791,923	0	68,077	68,077
3,952,502,835	0	7,165	7,165
1,407,320,550	0	9,450	9,450
1,404	0	98,596	98,596
1,404	0	98,596	98,596
452,088,235	0	37,511,765	37,511,765
13,968,916	0	1,981,084	1,981,084
438,119,319	0	35,530,681	35,530,681
85,563,944	0	10,578,056	10,578,056
85,563,944	0	10,578,056	10,578,056
0	0	87,857,503	87,857,503
0	0	87,857,503	87,857,503
50,044,936,366	0	1,869,063,634	1,869,063,634

歳入歳出差引残額 157,319,131円

うち基金繰入額 157,000,000円

令和 6 年 9 月 3 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第3号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		184,000,000
	10 繰入金	184,000,000
20 市債		576,000,000
	10 市債	576,000,000
歳 入	合 計	760,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
183,910,517	183,910,517	0	0	△89,483
183,910,517	183,910,517	0	0	△89,483
569,300,000	569,300,000	0	0	△6,700,000
569,300,000	569,300,000	0	0	△6,700,000
753,210,517	753,210,517	0	0	△6,789,483

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 公共用地先行取得事業費		576,000,000
	10 公共用地先行取得事業費	576,000,000
15 公債費		182,800,000
	10 公債費	182,800,000
17 諸支出金		1,200,000
	10 繰出金	1,200,000
歳 出 合 計		760,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
569,358,240	0	6,641,760	6,641,760
569,358,240	0	6,641,760	6,641,760
182,521,530	0	278,470	278,470
182,521,530	0	278,470	278,470
1,200,000	0	0	0
1,200,000	0	0	0
753,079,770	0	6,920,230	6,920,230

歳入歳出差引残額

130,747円

令和 6 年 9 月 3 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第4号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
20 財産収入		562,190,000
	5 財産運用収入	562,190,000
25 繰入金		58,000,000
	10 繰入金	58,000,000
30 繰越金		10,000
	10 繰越金	10,000
35 諸収入		61,800,000
	15 雑入	61,800,000
歳 入	合 計	682,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
568,806,819	568,806,819	0	0	6,616,819
568,806,819	568,806,819	0	0	6,616,819
45,700,000	45,700,000	0	0	△12,300,000
45,700,000	45,700,000	0	0	△12,300,000
54,371	54,371	0	0	44,371
54,371	54,371	0	0	44,371
51,065,636	51,065,636	0	0	△10,734,364
51,065,636	51,065,636	0	0	△10,734,364
665,626,826	665,626,826	0	0	△16,373,174

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 再開発事業費		295,200,000
	15 事業費	295,200,000
15 公債費		385,800,000
	10 公債費	385,800,000
20 予備費		1,000,000
	10 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		682,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
279,886,812	0	15,313,188	15,313,188
279,886,812	0	15,313,188	15,313,188
385,710,103	0	89,897	89,897
385,710,103	0	89,897	89,897
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
665,596,915	0	16,403,085	16,403,085

歳入歳出差引残額

29,911円

令和 6 年 9 月 3 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第5号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度船橋市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 介護保険料		9,786,500,000
	10 介護保険料	9,786,500,000
15 国庫支出金		10,957,800,000
	10 国庫負担金	8,507,930,000
	15 国庫補助金	2,449,870,000
20 支払基金交付金		12,907,825,000
	10 支払基金交付金	12,907,825,000
25 県支出金		6,827,800,000
	10 県負担金	6,616,830,000
	20 県補助金	210,970,000
30 財産収入		3,000,000
	10 財産運用収入	3,000,000
40 繰入金		8,707,200,000
	10 他会計繰入金	7,613,120,000
	15 基金繰入金	1,094,080,000
45 繰越金		489,167,000
	10 繰越金	489,167,000
50 諸収入		52,900,000
	10 延滞金・加算金及び過料	790,000
	15 市預金利子	10,000
	20 受託事業収入	1,200,000
	25 雑入	50,900,000
歳 入	合 計	49,732,192,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
9,776,750,683	9,598,921,110	47,152,980	130,676,593	△187,578,890
9,776,750,683	9,598,921,110	47,152,980	130,676,593	△187,578,890
11,001,912,266	11,001,912,266	0	0	44,112,266
8,576,851,726	8,576,851,726	0	0	68,921,726
2,425,060,540	2,425,060,540	0	0	△24,809,460
12,746,839,291	12,746,839,291	0	0	△160,985,709
12,746,839,291	12,746,839,291	0	0	△160,985,709
6,465,078,351	6,465,078,351	0	0	△362,721,649
6,254,116,251	6,254,116,251	0	0	△362,713,749
210,962,100	210,962,100	0	0	△7,900
22,198	22,198	0	0	△2,977,802
22,198	22,198	0	0	△2,977,802
8,716,198,288	8,716,198,288	0	0	8,998,288
7,404,146,049	7,404,146,049	0	0	△208,973,951
1,312,052,239	1,312,052,239	0	0	217,972,239
489,166,972	489,166,972	0	0	△28
489,166,972	489,166,972	0	0	△28
60,267,566	57,881,079	0	2,386,487	4,981,079
1,311,483	1,311,483	0	0	521,483
0	0	0	0	△10,000
496,000	496,000	0	0	△704,000
58,460,083	56,073,596	0	2,386,487	5,173,596
49,256,235,615	49,076,019,555	47,152,980	133,063,080	△656,172,445

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		1,090,166,278
	10 総務管理費	673,626,278
	15 徴収費	32,370,000
	20 介護認定審査会費	384,170,000
15 保険給付費		46,282,100,000
	10 介護サービス等諸費	44,115,809,432
	15 高額介護サービス等費	1,255,890,568
	17 高額医療合算介護サービス等費	181,000,000
	20 特別給付費	4,000,000
	25 特定入所者介護サービス等費	725,400,000
22 地域支援事業費		1,642,200,000
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,399,880,000
	12 一般介護予防事業費	72,800,000
	15 包括的支援事業・任意事業費	166,100,000
	20 その他諸費	3,420,000
30 基金積立金		3,000,000
	10 基金積立金	3,000,000
35 諸支出金		705,092,000
	10 償還金及び還付加算金	527,292,000
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費	2,000,000
	25 繰出金	175,800,000
40 予備費		9,633,722
	10 予備費	9,633,722
歳 出	合 計	49,732,192,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
910,441,733	0	179,724,545	179,724,545
611,607,065	0	62,019,213	62,019,213
31,098,963	0	1,271,037	1,271,037
267,735,705	0	116,434,295	116,434,295
45,936,737,799	0	345,362,201	345,362,201
43,813,889,692	0	301,919,740	301,919,740
1,255,523,511	0	367,057	367,057
175,451,244	0	5,548,756	5,548,756
2,766,502	0	1,233,498	1,233,498
689,106,850	0	36,293,150	36,293,150
1,551,575,773	0	90,624,227	90,624,227
1,331,229,709	0	68,650,291	68,650,291
63,118,712	0	9,681,288	9,681,288
154,238,952	0	11,861,048	11,861,048
2,988,400	0	431,600	431,600
22,198	0	2,977,802	2,977,802
22,198	0	2,977,802	2,977,802
675,017,382	0	30,074,618	30,074,618
522,620,534	0	4,671,466	4,671,466
443,475	0	1,556,525	1,556,525
151,953,373	0	23,846,627	23,846,627
0	0	9,633,722	9,633,722
0	0	9,633,722	9,633,722
49,073,794,885	0	658,397,115	658,397,115

歳入歳出差引残額 2,224,670円

うち基金繰入額 2,224,670円

令和 6 年 9 月 3 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第6号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		1,100,000
	10 繰入金	1,100,000
20 繰越金		64,600,000
	10 繰越金	64,600,000
30 諸収入		45,300,000
	10 貸付金元利収入	43,950,000
	30 雑入	1,350,000
歳 入	合 計	111,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
821,208	821,208	0	0	△278,792
821,208	821,208	0	0	△278,792
124,817,686	124,817,686	0	0	60,217,686
124,817,686	124,817,686	0	0	60,217,686
72,883,502	47,969,407	630,978	24,283,117	2,669,407
69,748,238	47,024,830	630,978	22,092,430	3,074,830
3,135,264	944,577	0	2,190,687	△405,423
198,522,396	173,608,301	630,978	24,283,117	62,608,301

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		46,800,000
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46,800,000
15 公債費		23,000,000
	10 公債費	23,000,000
20 諸支出金		10,600,000
	10 繰出金	10,600,000
25 予備費		30,600,000
	10 予備費	30,600,000
歳 出	合 計	111,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
17,498,808	0	29,301,192	29,301,192
17,498,808	0	29,301,192	29,301,192
22,912,475	0	87,525	87,525
22,912,475	0	87,525	87,525
10,526,327	0	73,673	73,673
10,526,327	0	73,673	73,673
0	0	30,600,000	30,600,000
0	0	30,600,000	30,600,000
50,937,610	0	60,062,390	60,062,390

歳入歳出差引残額 122,670,691円

令和 6 年 9 月 3 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第7号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 後期高齢者医療保険料		7,700,800,000
	10 後期高齢者医療保険料	7,700,800,000
15 使用料及び手数料		100,000
	10 手数料	100,000
20 繰入金		1,410,500,000
	10 他会計繰入金	1,410,500,000
25 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
30 諸収入		36,500,000
	10 延滞金・加算金及び過料	1,510,000
	15 償還金及び還付加算金	25,500,000
	22 受託事業収入	9,420,000
	25 雑入	70,000
歳 入	合 計	9,148,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
7,537,464,930	7,439,185,540	20,025,500	78,253,890	△261,614,460
7,537,464,930	7,439,185,540	20,025,500	78,253,890	△261,614,460
6,300	6,300	0	0	△93,700
6,300	6,300	0	0	△93,700
1,390,145,082	1,390,145,082	0	0	△20,354,918
1,390,145,082	1,390,145,082	0	0	△20,354,918
13,900,510	13,900,510	0	0	13,800,510
13,900,510	13,900,510	0	0	13,800,510
29,279,862	29,279,862	0	0	△7,220,138
1,637,600	1,637,600	0	0	127,600
19,253,200	19,253,200	0	0	△6,246,800
8,266,805	8,266,805	0	0	△1,153,195
122,257	122,257	0	0	52,257
8,970,796,684	8,872,517,294	20,025,500	78,253,890	△275,482,706

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		165,800,000
	10 総務管理費	140,620,000
	15 徴収費	25,180,000
15 後期高齢者医療広域連合納付金		8,946,700,000
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	8,946,700,000
20 諸支出金		25,500,000
	10 償還金及び還付加算金	25,500,000
25 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出	合 計	9,148,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
155,066,102	0	10,733,898	10,733,898
132,296,147	0	8,323,853	8,323,853
22,769,955	0	2,410,045	2,410,045
8,688,392,062	0	258,307,938	258,307,938
8,688,392,062	0	258,307,938	258,307,938
19,453,400	0	6,046,600	6,046,600
19,453,400	0	6,046,600	6,046,600
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
8,862,911,564	0	285,088,436	285,088,436

歳入歳出差引残額

9,605,730円

令和6年9月3日提出

船橋市長 松戸 徹

認定第8号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度船橋市地方卸売市場事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

令和5年度船橋市地方

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算			地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額			
第1款	円	円		円	円
市場事業収益	981,000,000	0		0	981,000,000
第1項					
営業収益	696,145,000	0		0	696,145,000
第2項					
営業外収益	284,755,000	0		0	284,755,000
第3項					
特別利益	100,000	0		0	100,000

支出

区 分	予 算					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款	円	円	円	円	円	円
市場事業費用	981,000,000	0	0	0	0	981,000,000
第1項						
営業費用	963,346,000	0	0	0	0	963,346,000
第2項						
営業外費用	12,554,000	0	0	0	0	12,554,000
第3項						
特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項						
予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000

卸 売 市 場 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
967,045,984	△ 13,954,016	
696,555,284	410,284	(うち、仮受消費税及び地方消費税 63,098,880円)
270,490,700	△ 14,264,300	(うち、仮受消費税及び地方消費税 5,108円)
0	△ 100,000	

地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	額	決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
	合 計				
円	円	円	円	円	
0	981,000,000	847,244,683	0	133,755,317	
0	963,346,000	842,192,042	0	121,153,958	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 37,304,482円)
0	12,554,000	5,052,641	0	7,501,359	
0	100,000	0	0	100,000	
0	5,000,000	0	0	5,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	
第1款	円	円	円	円
資本的収入	282,493,000	7,502,000	289,995,000	0
第1項				
企業債	237,000,000	5,000,000	242,000,000	0
第2項				
出資金	17,300,000	0	17,300,000	0
第3項				
補助金	28,193,000	2,502,000	30,695,000	0

支 出

区 分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 費 繰 越 次 額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計		
第1款	円	円	円		円	円
資本的支出	596,000,000	7,507,000	0	603,507,000	33,427,000	0
第1項						
建設改良費	549,313,000	7,507,000	0	556,820,000	33,427,000	0
第2項						
企業債償還金	46,687,000	0	0	46,687,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額207,527,235円は、減債積立金9,968,505円、過年度分消費填した。なお不足する額23,600,000円は、同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置するものと

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合計			
円	円	円	円	
0	289,995,000	211,230,000	△ 78,765,000	
0	242,000,000	168,300,000	△ 73,700,000	
0	17,300,000	17,300,000	0	
0	30,695,000	25,630,000	△ 5,065,000	

額	決算額	翌年度繰越額			合計	不用額	備考
合計		地方公営 企業業法の 26条によ る繰越額	継続費 通次繰 越額	合計			
円	円	円	円	円	円		
636,934,000	418,757,235	118,707,600	7,507,000	126,214,600	91,962,165		
590,247,000	372,070,490	118,707,600	7,507,000	126,214,600	91,961,910	(うち、仮払消費 税及び地方 消費税 33,824,590円)	
46,687,000	46,686,745	0	0	0	255		

税及び地方消費税資本的収支調整額20,782,620円及び過年度分損益勘定留保資金153,176,110円で補する。

令和5年度船橋市地方卸売市場事業損益計算書
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 売上高割使用料	77,174,699		
	(2) 施設使用料	362,542,278		
	(3) 雑収益	<u>193,739,427</u>	633,456,404	
2	営業費用			
	(1) 市場管理費	549,927,198		
	(2) 減価償却費	237,928,626		
	(3) 資産減耗費	<u>17,031,736</u>	<u>804,887,560</u>	
	営業損失			171,431,156
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	15,411		
	(2) 補助金	226,000,000		
	(3) 長期前受金戻入	36,537,932		
	(4) 雑収入	<u>186,532</u>	262,739,875	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	5,052,641		
	(2) 雑支出	<u>279,367</u>	<u>5,332,008</u>	<u>257,407,867</u>
	経常利益			85,976,711
	当年度純利益			85,976,711
	前年度繰越利益剰余金			38,550,146
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>9,968,505</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>134,495,362</u></u>

令和 5 年度 船橋市 地方卸売市

(令和 5 年 4 月 1 日から)

	資 本 金	剰	
		資本剰余金	利 益
			減債積立金
前年度末残高	6,143,738,579	0	9,968,505
前年度処分額	0	0	9,365,048
条例第 4 条による処分額	0	0	9,365,048
減債積立金の積立	0	0	9,365,048
処分後残高	6,143,738,579	0	19,333,553
当年度変動額	17,300,000	0	△ 9,968,505
出資金の受入	17,300,000	0	0
減債積立金の取崩	0	0	△ 9,968,505
当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	6,161,038,579	0	9,365,048

場 事 業 剰 余 金 計 算 書

令和6年3月31日まで

(単位：円)

剰 余 金		金	資本合計
未処分利益剰余金	利益剰余金合計	剰余金合計	
47,915,194	57,883,699	57,883,699	6,201,622,278
△ 9,365,048	0	0	0
△ 9,365,048	0	0	0
△ 9,365,048	0	0	0
(繰越利益剰余金)			
38,550,146	57,883,699	57,883,699	6,201,622,278
95,945,216	85,976,711	85,976,711	103,276,711
0	0	0	17,300,000
9,968,505	0	0	0
85,976,711	85,976,711	85,976,711	85,976,711
(当年度未処分利益剰余金)			
134,495,362	143,860,410	143,860,410	6,304,898,989

令和 5 年度船橋市地方卸売市場事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,161,038,579	134,495,362
条例第 4 条による処分数額	0	△ 85,976,711
減債積立金の積立	0	△ 85,976,711
処分後残高	6,161,038,579	(繰越利益剰余金) 48,518,651

令和5年度船橋市地方卸売市場事業貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,731,058,030	
ロ 建物	10,379,702,343		
減価償却累計額	<u>△ 7,507,254,175</u>	2,872,448,168	
ハ 構築物	1,167,475,528		
減価償却累計額	<u>△ 947,629,432</u>	219,846,096	
ニ 機械及び装置	1,400,908,665		
減価償却累計額	<u>△ 979,509,154</u>	421,399,511	
ホ 車両及び運搬具	2,266,729		
減価償却累計額	<u>△ 2,153,393</u>	113,336	
ヘ 工具	72,840		
減価償却累計額	<u>△ 69,198</u>	3,642	
ト 器具及び備品	26,265,900		
減価償却累計額	<u>△ 14,304,032</u>	11,961,868	
チ 建設仮勘定		<u>192,100,000</u>	
有形固定資産合計			6,448,930,651

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		946,000	
ロ ソフトウェア		<u>10,301,000</u>	
無形固定資産合計			<u>11,247,000</u>

固定資産合計

6,460,177,651

2 流動資産

(1) 現金預金

イ 預金	1,685,311,961		
ロ 特定預金	<u>90,885,270</u>		
現金預金合計			1,776,197,231

(2) 未収金

未収金	80,217,521		
貸倒引当金	<u>△ 12,445,741</u>	67,771,780	

(3) 前払金

40,600,000

(4) その他流動資産

イ 保管有価証券	<u>1,000,000</u>		
その他流動資産合計			<u>1,000,000</u>

流動資産合計

1,885,569,011

資産合計

8,345,746,662

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	909,882,276		
ロ その他の企業債	<u>35,300,000</u>		
企業債合計		<u>945,182,276</u>	
固定負債合計			<u>945,182,276</u>

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	51,553,977		
ロ その他の企業債	<u>12,000,000</u>		
企業債合計		63,553,977	
(2) 未払金		328,546,059	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	10,277,461		
ロ 法定福利費引当金	<u>2,173,714</u>		
引当金合計		12,451,175	
(4) その他流動負債			
イ 預り保証金	90,885,270		
ロ 預り有価証券	<u>1,000,000</u>		
その他流動負債合計		<u>91,885,270</u>	
流動負債合計			<u>496,436,481</u>

5 繰延収益

長期前受金		2,312,840,246	
収益化累計額		<u>△ 1,713,611,330</u>	
繰延収益合計			<u>599,228,916</u>
負債合計			<u>2,040,847,673</u>

資本の部

6 資本金 6,161,038,579

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 減債積立金	9,365,048		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>134,495,362</u>		
利益剰余金合計		<u>143,860,410</u>	
剰余金合計			<u>143,860,410</u>
資本合計			<u>6,304,898,989</u>
負債資本合計			<u>8,345,746,662</u>

令和6年9月3日 提出 船橋市長 松戸 徹

認定第9号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度船橋市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	
第1款	円	円	円	円
病院事業収益	20,010,000,000	660,818,000	0	20,670,818,000
第1項				
医業収益	17,860,100,000	660,000,000	0	18,520,100,000
第2項				
医業外収益	2,063,400,000	818,000	0	2,064,218,000
第3項				
特別利益	86,500,000	0	0	86,500,000

支出

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第24 条第3項 の規定 による 支出額
第1款	円	円	円	円	円
病院事業費用	20,010,000,000	660,818,000	0	0	0
第1項					
医業費用	19,720,000,000	660,000,000	0	0	0
第2項					
医業外費用	158,000,000	818,000	0	0	0
第3項					
特別損失	102,000,000	0	0	0	0
第4項					
予備費	30,000,000	0	0	0	0

病 院 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円 20,122,468,167	円 △ 548,349,833	
18,455,744,669	△ 64,355,331	(うち、仮受消費税及び地方消費税 18,496,131円)
1,577,201,757	△ 487,016,243	(" 13,520,754円)
89,521,741	3,021,741	(" 27,563円)

額			決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
小 計	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	合 計				
円 20,670,818,000	円 0	円 20,670,818,000	円 20,100,366,778	円 0	円 570,451,222	
20,380,000,000	0	20,380,000,000	19,827,159,980	0	552,840,020	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 777,932,606円)
158,818,000	0	158,818,000	154,285,528	0	4,532,472	(" 1,238,093円)
102,000,000	0	102,000,000	118,921,270	0	△ 16,921,270	
30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	
第1款	円	円	円	円
資本的収入	7,221,000,000	52,200,000	7,273,200,000	0
第1項				
企業債	6,694,500,000	52,200,000	6,746,700,000	0
第2項				
負担金	500,000,000	0	500,000,000	0
第3項				
固定資産 売却代金	26,500,000	0	26,500,000	0
第4項				
寄附金	0	0	0	0

支 出

区 分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 逓次 繰越額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計		
第1款	円	円	円	円	円	円
資本的支出	8,100,000,000	52,217,000	0	8,152,217,000	0	0
第1項						
建設改良費	7,151,700,000	52,217,000	0	7,203,917,000	0	0
第2項						
企業債 償還金	948,300,000	0	0	948,300,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,068,756,074円は、減債積立金648,207,403円及び過年度分損益勘定

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費遡次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円	円	円	円	
0	7,273,200,000	7,060,208,400	△ 212,991,600	
0	6,746,700,000	6,733,200,000	△ 13,500,000	
0	500,000,000	300,000,000	△ 200,000,000	
0	26,500,000	25,580,000	△ 920,000	
0	0	1,428,400	1,428,400	

額	合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
			地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費 遡 次 繰越額		
円	円	円	円	円	円	
8,152,217,000	8,128,964,474	4,510,000	0	4,510,000	18,742,526	
7,203,917,000	7,180,757,071	4,510,000	0	4,510,000	18,649,929	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 114,234,788円)
948,300,000	948,207,403	0	0	0	92,597	

留保資金420,548,671円で補填した。

令和5年度船橋市病院事業損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1	医業収益			
	(1) 入院収益	12,217,035,590		
	(2) 外来収益	5,166,695,713		
	(3) その他医業収益	<u>1,053,517,235</u>	18,437,248,538	
2	医業費用			
	(1) 給与費	9,767,396,431		
	(2) 材料費	5,375,603,958		
	(3) 経費	2,635,797,310		
	(4) 減価償却費	1,188,508,289		
	(5) 資産減耗費	17,560,805		
	(6) 研究研修費	<u>64,360,581</u>	<u>19,049,227,374</u>	
	医業損失			611,978,836
3	医業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	370,323		
	(2) 補助金	363,531,000		
	(3) 他会計負担金	770,224,000		
	(4) 受託工事収益	12,380,000		
	(5) 長期前受金戻入	275,226,013		
	(6) その他医業外収益	<u>141,453,883</u>	1,563,185,219	
4	医業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	55,187,894		
	(2) 長期前払消費税勘定償却	66,119,011		
	(3) 受託工事費	12,380,000		
	(4) 雑損失	<u>773,716,003</u>	<u>907,402,908</u>	<u>655,782,311</u>
	経常利益			43,803,475
5	特別利益			
	(1) 固定資産売却益	3,320,000		
	(2) 過年度損益修正益	<u>86,174,178</u>	89,494,178	
6	特別損失			
	(1) 固定資産売却損	850,000		
	(2) 過年度損益修正損	118,070,844		
	(3) その他特別損失	<u>426</u>	<u>118,921,270</u>	<u>△ 29,427,092</u>
	当年度純利益			14,376,383
	前年度繰越利益剰余金			4,170,094,210
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>648,207,403</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>4,832,677,996</u></u>

令 和 5 年 度 船 橋 市 病
(令和5年4月1日から)

	資 本 金	剰	
		資 本 剰 余 金	
		補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
前年度処分額	0	0	0
└─ 条例第6条による処分額	0	0	0
└─ 減債積立金の積立	0	0	0
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
当年度変動額	0	0	0
└─ 減債積立金の取崩	0	0	0
└─ 当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475

院 事 業 剰 余 金 計 算 書
 令和6年3月31日まで)

(単位：円)

余 金			剰余金合計	資本合計
利 益 剰 余 金				
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
2,745,616,867	4,471,309,200	7,216,926,067	7,922,597,542	15,030,014,845
301,214,990	△ 301,214,990	0	0	0
301,214,990	△ 301,214,990	0	0	0
301,214,990	△ 301,214,990	0	0	0
	(繰越利益剰余金)			
3,046,831,857	4,170,094,210	7,216,926,067	7,922,597,542	15,030,014,845
△ 648,207,403	662,583,786	14,376,383	14,376,383	14,376,383
△ 648,207,403	648,207,403	0	0	0
0	14,376,383	14,376,383	14,376,383	14,376,383
	(当年度未処分利益剰余金)			
2,398,624,454	4,832,677,996	7,231,302,450	7,936,973,925	15,044,391,228

令和5年度船橋市病院事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	4,832,677,996
条例第6条による処分額	0	0	△ 14,376,383
減債積立金の積立	0	0	△ 14,376,383
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	(繰越利益剰余金) 4,818,301,613

令和5年度船橋市病院事業貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		1,812,482,859	
ロ 建 物	22,297,044,283		
減価償却累計額	<u>△ 16,843,997,222</u>	5,453,047,061	
ハ 構 築 物	1,176,271,668		
減価償却累計額	<u>△ 943,323,852</u>	232,947,816	
ニ 器 械 備 品	7,320,913,856		
減価償却累計額	<u>△ 5,428,588,795</u>	1,892,325,061	
ホ 車 両	4,556,261		
減価償却累計額	<u>△ 3,982,708</u>	573,553	
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>7,116,616,039</u>	
有形固定資産合計			16,507,992,389

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		1,872,000	
ロ ソフトウェア		<u>346,257,860</u>	
無形固定資産合計			348,129,860

(3) 投資その他の資産

イ 長期前払消費税		<u>259,915,138</u>	
投資その他の資産合計			<u>259,915,138</u>

固 定 資 産 合 計 17,116,037,387

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金 10,229,341,118

(2) 未 収 金 2,874,806,646
貸倒引当金 △ 5,869,737 2,868,936,909

(3) 貯 蔵 品 60,258,855

流 動 資 産 合 計 13,158,536,882

資 産 合 計 30,274,574,269

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 8,625,679,508

企業債合計 8,625,679,508

(2) 引当金

イ 退職給付引当金 2,200,268,664

引当金合計 2,200,268,664

固定負債合計 10,825,948,172

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 551,183,999

企業債合計 551,183,999

(2) 未払金

2,147,498,607

(3) 引当金

イ 賞与引当金 481,597,269

ロ 法定福利費引当金 94,696,144

引当金合計 576,293,413

(4) その他流動負債

イ 預り保証金 21,222,300

ロ その他預り金 66,210,898

その他流動負債合計 87,433,198

流動負債合計 3,362,409,217

5 繰延収益

長期前受金 6,879,410,366

収益化累計額 △ 5,837,584,714

繰延収益合計 1,041,825,652

負債合計 15,230,183,041

資 本 の 部

6 資 本 金		7,107,417,303
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	<u>705,671,475</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		705,671,475
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	2,398,624,454	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>4,832,677,996</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>7,231,302,450</u>
剰 余 金 合 計		<u>7,936,973,925</u>
資 本 合 計		<u>15,044,391,228</u>
負 債 資 本 合 計		<u>30,274,574,269</u>

令和6年9月3日 提出 船 橋 市 長 松 戸 徹

認定第10号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度船橋市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

船橋市長 松 戸 徹

令和5年度船橋市

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算			地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源額 充 当 額	合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額		
第1款	円	円	円	円	円
下水道事業収益	17,413,382,000	0	0	0	17,413,382,000
第1項					
営業収益	11,775,809,000	0	0	0	11,775,809,000
第2項					
営業外収益	5,637,473,000	0	0	0	5,637,473,000
第3項					
特別利益	100,000	0	0	0	100,000

支出

区分	予 算					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	
第1款	円	円	円	円	円	円
下水道事業費用	17,165,237,000	0	0	0	0	17,165,237,000
第1項						
営業費用	15,450,323,000	0	0	0	0	15,450,323,000
第2項						
営業外費用	1,664,814,000	0	0	0	0	1,664,814,000
第3項						
特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項						
予備費	50,000,000	0	0	0	0	50,000,000

下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
17,301,788,624	△ 111,593,376	
11,731,924,812	△ 43,884,188	(うち、仮受消費税及び地方消費税 775,758,963円)
5,569,863,812	△ 67,609,188	(" 14,851,671円)
0	△ 100,000	

	額	決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 に 基 づく 2 項 の 規 定 に 基 づく 繰 越 額	不 用 額	備 考
地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 に 基 づく 繰 越 額	合 計	円	円	円	
円	円	円	円	円	
144,687,400	17,309,924,400	16,392,356,427	0	917,567,973	
144,687,400	15,595,010,400	14,899,614,385	0	695,396,015	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 432,617,389円)
0	1,664,814,000	1,492,742,042	0	172,071,958	
0	100,000	0	0	100,000	
0	50,000,000	0	0	50,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充 当 額
第1款 資本的収入	円 12,543,888,000	円 △ 161,080,000	円 12,382,808,000	円 2,501,839,299
第1項 企業債	6,855,300,000	△ 39,300,000	6,816,000,000	1,902,600,000
第2項 出資金	2,263,823,000	0	2,263,823,000	0
第3項 補助金	2,662,653,000	△ 126,974,000	2,535,679,000	593,273,000
第4項 負担金	737,378,000	5,194,000	742,572,000	5,966,299
第5項 貸付金償還金	23,734,000	0	23,734,000	0
第6項 そ の 他 資本的収入	1,000,000	0	1,000,000	0

支 出

区 分	予 算					地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰 越 額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	予備費 支出額	小 計		
第1款 資本的支出	円 19,345,160,000	円 △ 160,970,000	円 0	円 0	円 19,184,190,000	円 2,543,630,498	円 5,043,762,400
第1項 建設改良費	9,507,930,000	△ 160,970,000	0	0	9,346,960,000	2,543,630,498	5,043,762,400
第2項 企業債償還金	9,761,130,000	0	0	0	9,761,130,000	0	0
第3項 貸付金	26,100,000	0	0	0	26,100,000	0	0
第4項 予備費	50,000,000	0	0	0	50,000,000	0	0

資本的収入額（前年度財源充当額269,400,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額6,952,733,869円
損益勘定留保資金572,521,416円及び当年度分損益勘定留保資金5,066,606,130円で補填した。なお不足する

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費 繰越額に係る 財源充当額	合計			
円	円	円	円	
5,028,825,049	19,913,472,348	13,095,270,926	△ 6,818,201,422	
2,651,400,000	11,370,000,000	6,336,600,000	△ 5,033,400,000	
0	2,263,823,000	2,263,823,000	0	
2,194,101,000	5,323,053,000	3,746,703,500	△ 1,576,349,500	
183,324,049	931,862,348	728,435,484	△ 203,426,864	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 61,665,839円)
0	23,734,000	19,552,100	△ 4,181,900	
0	1,000,000	156,842	△ 843,158	

額	合計	決算額	翌年度繰越額		不用額	備考
			地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰越額		
円	円	円	円	円	円	
26,771,582,898	19,778,604,795	2,280,245,645	1,666,743,960	3,946,989,605	3,045,988,498	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 855,139,938円)
16,934,352,898	10,048,912,276	2,280,245,645	1,666,743,960	3,946,989,605	2,938,451,017	
9,761,130,000	9,721,240,519	0	0	0	39,889,481	
26,100,000	8,452,000	0	0	0	17,648,000	
50,000,000	0	0	0	0	50,000,000	

は、減債積立金492,836,559円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額317,269,764円、過年度分額503,500,000円は、同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置するものとする。

令和5年度船橋市下水道事業損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1	営業収益			
	(1) 下水道使用料	7,594,139,271		
	(2) 他市負担金	163,450,362		
	(3) 他会計負担金	<u>3,198,576,216</u>	10,956,165,849	
2	営業費用			
	(1) 管渠費	299,555,255		
	(2) ポンプ場費	90,304,936		
	(3) 処理場費	2,533,449,133		
	(4) 業務費	556,632,349		
	(5) 総係費	465,030,791		
	(6) 負担金	1,288,370,687		
	(7) 減価償却費	9,232,603,323		
	(8) 資産減耗費	<u>1,050,522</u>	<u>14,466,996,996</u>	
	営業損失			3,510,831,147
3	営業外収益			
	(1) 他会計負担金	904,584,521		
	(2) 他会計補助金	1,133,016,263		
	(3) 長期前受金戻入	3,317,869,572		
	(4) その他営業外収益	<u>175,526,007</u>	5,530,996,363	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,491,575,917		
	(2) その他営業外費用	<u>70,962,234</u>	<u>1,562,538,151</u>	<u>3,968,458,212</u>
	経常利益			<u>457,627,065</u>
	当年度純利益			457,627,065
	前年度繰越利益剰余金			0
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>492,836,559</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>950,463,624</u></u>

令 和 5 年 度 船 橋 市
(令和5年4月1日から)

	資 本 金	剰		
		資 本 剰 余 金		
		受贈財産評価額	補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	55,895,593,359	8,746,243,191	5,784,555,000	14,530,798,191
前年度処分額	438,929,167	0	0	0
条例第4条による処 分額	438,929,167	0	0	0
資本金への組入れ	438,929,167	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0
処分後残高	56,334,522,526	8,746,243,191	5,784,555,000	14,530,798,191
当年度変動額	2,263,823,000	0	0	0
出資金の受入	2,263,823,000	0	0	0
減債積立金の取崩	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0
当年度末残高	58,598,345,526	8,746,243,191	5,784,555,000	14,530,798,191

下水道事業剰余金計算書

令和6年3月31日まで

(単位：円)

余 金			剰余金合計	資本合計
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
492,836,559	862,056,752	1,354,893,311	15,885,691,502	71,781,284,861
423,127,585	△ 862,056,752	△ 438,929,167	△ 438,929,167	0
423,127,585	△ 862,056,752	△ 438,929,167	△ 438,929,167	0
0	△ 438,929,167	△ 438,929,167	△ 438,929,167	0
423,127,585	△ 423,127,585	0	0	0
915,964,144	(繰越利益剰余金) 0	915,964,144	15,446,762,335	71,781,284,861
△ 492,836,559	950,463,624	457,627,065	457,627,065	2,721,450,065
0	0	0	0	2,263,823,000
△ 492,836,559	492,836,559	0	0	0
0	457,627,065	457,627,065	457,627,065	457,627,065
423,127,585	(当年度未処分利益剰余金) 950,463,624	1,373,591,209	15,904,389,400	74,502,734,926

令和 5 年度船橋市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	58,598,345,526	14,530,798,191	950,463,624
条例第 4 条による処分額	492,836,559	0	△ 950,463,624
資本金への組入れ	492,836,559	0	△ 492,836,559
減債積立金の積立	0	0	△ 457,627,065
処分後残高	59,091,182,085	14,530,798,191	(繰越利益剰余金) 0

令和5年度船橋市下水道事業貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：円)

		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地		20,754,440,414
ロ	建物	17,162,027,139	
	減価償却累計額	<u>△ 3,408,543,893</u>	13,753,483,246
ハ	構築物	249,726,173,639	
	減価償却累計額	<u>△ 39,862,920,511</u>	209,863,253,128
ニ	機械及び装置	21,270,401,375	
	減価償却累計額	<u>△ 9,345,509,320</u>	11,924,892,055
ホ	車両及び運搬具	5,379,998	
	減価償却累計額	<u>△ 4,155,176</u>	1,224,822
ヘ	工具器具及び備品	104,309,426	
	減価償却累計額	<u>△ 79,873,263</u>	24,436,163
ト	リース資産	9,130,063	
	減価償却累計額	<u>△ 7,557,310</u>	1,572,753
チ	建設仮勘定		<u>8,200,160,368</u>
	有形固定資産合計		264,523,462,949
(2)	無形固定資産		
イ	地上権		2,120,000
ロ	施設利用権		13,866,110,132
ハ	ソフトウェア		<u>496,000</u>
	無形固定資産合計		13,868,726,132
(3)	投資その他の資産		
イ	出資金		5,000,000
ロ	長期貸付金		<u>10,002,100</u>
	投資その他の資産合計		<u>15,002,100</u>
	固定資産合計		278,407,191,181
2	流動資産		
(1)	現金預金		7,441,552,453
(2)	未収金	1,345,131,679	
	貸倒引当金	<u>△ 156,194,926</u>	1,188,936,753
(3)	短期貸付金		
イ	短期貸付金		<u>13,530,900</u>
	短期貸付金合計		<u>13,530,900</u>
	流動資産合計		<u>8,644,020,106</u>
	資産合計		<u><u>287,051,211,287</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 103,538,959,439

企業債合計 103,538,959,439

(2) 長期前受収益

175,000,000

固定負債合計

103,713,959,439

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債 11,202,170,774

企業債合計 11,202,170,774

(2) 未払金

6,891,647,563

(3) 前受収益

12,500,000

(4) 引当金

イ 賞与引当金 55,816,000

ロ 法定福利費引当金 10,879,000

引当金合計 66,695,000

(5) その他流動負債

イ その他預り金 5,349,162

その他流動負債合計 5,349,162

流動負債合計

18,178,362,499

5 繰延収益

長期前受金 110,436,494,694

収益化累計額 △ 19,780,340,271

繰延収益合計 90,656,154,423

負債合計 212,548,476,361

資本の部

6 資本金

58,598,345,526

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額 8,746,243,191

ロ 補助金 5,784,555,000

資本剰余金合計 14,530,798,191

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 423,127,585

ロ 当年度未処分利益剰余金 950,463,624

利益剰余金合計 1,373,591,209

剰余金合計 15,904,389,400

資本合計 74,502,734,926

負債資本合計 287,051,211,287

令和6年9月3日 提出 船橋市長 松戸 徹